

業務名：奈良県立大学近隣家屋等事後調査業務委託

●技術点（配置予定技術者（企業）の経験及び能力等）

評価項目		評価の着目点			技術点				
					主任技術者	担当技術者※１	照査技術者	小計	合計
配置予定技術者（企業）の経験及び能力※３	資格・実績等	資格要件	技術者資格を次のとおり評価する。 Ａ：以下のいずれかの実務経験を有するもの a1：登録規程物件部門又は事業損失部門のいずれか１部門に係る補償業務に関し、７年以上の実務の経験を有する者。 a2：補償業務全般に関する指導監督の実務の経験７年以上を含む２０年以上の実務の経験を有する者。 Ｂ：以下のいずれかの資格を有するもの b1：補償業務管理者（物件又は事業損失部門） b2：補償業務管理士（物件又は事業損失部門） ①ＡかつＢを満たすもの ②Ａ又はＢを満たすもの ③上記①②以外	①6 ②3 ③0	①4 ②2 ③0	①2 ②1 ③0	12	41	
		専門技術力	業務執行技術力	平成２７年４月１日以降、本業務における公告日までに元請けとして完了した同種業務の実績を次のとおり評価する。（照査技術者としての実績は評価しない。）また、同種業務は事業損失補償調査業務とする。なお、業務実績は国、都道府県又は市町村が発注した業務に限る。※２ ①同種業務の実績が２件以上ある ②同種業務の実績が１件ある ③上記①②以外	①9 ②4.5 ③0	①5 ②2.5 ③0	－ － －		14
		（情報収集者）	地域精通度	平成２７年４月１日以降、本業務における公告日までに元請けとして完了した下記業務実績の有無について、次のとおり評価する。（照査技術者としての実績は評価しない。）なお、業務実績は近畿地方整備局又は奈良県地域創造部（※４）又は奈良県県土マネジメント部が発注した業務に限る。 ①奈良土木事務所管内における補償コンサルタント業務実績あり ②上記①以外の奈良県内における補償コンサルタント業務実績あり ③上記①②以外	①4 ②2 ③0	①3 ②1.5 ③0	－ － －		7
		専門技術力	業務執行企業の技術力	令和２年４月１日以降、令和６年３月３１日までに完了した近畿地方整備局発注の補償コンサルタント業務のうち、本業務の公告日までに表彰された優良工事等施工者（建設コンサルタント等）表彰の経験について、次のとおり評価する。 ①局長表彰の実績あり ②部長表彰の実績あり又は事務所長表彰の実績あり ③上記①②以外	①3 ②1.5 ③0				3
		専門技術力	業務執行技術者の技術力	令和２年４月１日以降、令和６年３月３１日までに完了した近畿地方整備局発注の補償コンサルタント業務のうち、本業務の公告日までに表彰された優秀建設技術者（建設コンサルタント等）表彰の経験について、次のとおり評価する。（照査技術者としての実績は評価しない。） ①局長表彰の実績あり ②部長表彰の実績あり又は事務所長表彰の実績あり ③上記①②以外	①3 ②1.5 ③0	①2 ②1 ③0	－ － －	5	
	手持ち※３業務量	専任性	公告日時点における契約額１００万円以上の手持ち業務量について、次のとおり評価する。（照査技術者として従事するものは含めない。） ①手持ち業務の契約総額１億円未満、かつ手持ち業務の件数が１０件未満 ②手持ち業務の契約総額１億円以上２億円未満、かつ手持ち業務の件数が１０件未満 ③上記①②以外	①5 ②3 ③0	①4 ②2 ③0	－ － －	9	9	

- ※１ 担当技術者を複数もうける場合の評価値は、各々の担当技術者の平均値により算出する。
- ※２ 同種業務は「用地調査等業務」共通仕様書（国土交通省又は奈良県）に基づいた業務に限る。
- ※３ 「配置予定技術者（企業）の経験及び能力」、「手持ち業務量」の状況等を明確に判断できる資料が添付されていない場合は、加算しない。
- ※４ 奈良県地域創造部とは、奈良県地域創造部（こども・女性局を含む）、奈良県文化・教育・くらし創造部及び奈良県地域振興部をいう。

技術評価点は、小数第３位を切り捨てし小数第２位まで算出する。

合計		50
----	--	----

●総合評価の方法

■評価値の算出方法	
評価値＝価格評価点＋技術評価点	
□価格評価点の算出方法	
価格評価点＝６０点×（１－入札価格／入札書比較価格（※））	※予定価格の消費税及び地方消費税抜きの金額
□技術評価点の算出方法	
技術評価点＝６０点×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）	